

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案） に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（素案）

2 意見の募集期間

令和5年12月5日（火曜日）から令和6年1月5日（金曜日）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	2人	17件
②提出方法	直接持参	1人 4件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 13件
③政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
全体			
1	計画案の中にアクションプログラムを追記する。 いかなる計画でも、目標達成の為には日程計画は不可欠です。文言のみでの計画内容では、進捗状況どころか、課題/ゴールが見えません。本計画案においても、「～検討する」、「～を目指す」等々の記載が見られますが、ゴールが見えません。計画の中に日程計画も織り込み、期限（納期）を明確にすることが不可欠と考えます。文章（文言）のみの計画は、人によっては、何もやらない、いつやるのか解らない等、絵に描いた餅だと思う人も多くいると推測しますので、計画を着実に推進する為には、日程計画が必須と考えます。第1	本計画は、今後10年間の一般廃棄物の処理に関する方向性を定める長期計画となっていることから、社会変動にも対応した、より効果的な施策を展開するため、長期的なアクションプログラムは設定いたしません。なお、野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に掲げる4つの重点施策及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期等については、野田市廃棄物減量等推進審議会に進行管理をお願いし、計画期間中、継続的にご審議いただくことで減量目標値の達成に向け、社会変動にも対	修正無し

	章の記載で、「計画の進捗状況に対し、毎年、PDCAで見直しを行う」と記載されているのは非常に良い方法と考えますが、PDCAを実践する為には、その羅針盤となる日程計画が必要となりますが、計画案の中にはありません。特に、本件のような重要計画に対しては、日程計画を更に具体化した日程計画（アクションプログラム）が必要と考えます。アクションプログラムとは、日程計画策定において、施策ごとに、作業日程予定欄を設け、予定に対する差異が一目でわかるようにしたものです。このようなアクションプログラムを公開することで、住民は、市の廃棄物計画（ごみ編）が身近なものとなり、容易に理解できると考えます。また、副次的効果として、推進員/自治会が住民に対し、ごみ減量等に対する説明をする際、このアクションプログラムを活用することで、理解・協力してくれると確信しています。是非とも、日程計画（アクションプログラム）を追加願います。	応したより効果的な施策を展開していきたいと考えています。	
2	廃棄物減量等推進員の役割の周知徹底		
	廃棄物減量等推進員の役割は、ごみ減量化等の施策が円滑に行われるよう、行政と住民とのパイプ役として、また、地域のリーダーとしての活動が求められていますが、実態は、不法/ルール違反ごみの対応/処理等の受動的業務に限られているのが現状と推測します。この背景には、ごみ問題はだれもが嫌がる問題であり、積極的	廃棄物減量等推進員については、廃棄物処理法により位置付けられたもので、その役割としては、ごみ減量化等の施策が円滑に行われるよう、行政と住民とのパイプ役として、また、地域のリーダーとして、積極的な活動をお願いしているところであり、本市のごみ行政において大変重要な役割を担っていただいていると認	修正無し

に推進員として改善したいと手を挙げる人は稀で、仕方なく、順番で推進員になり、任期の年間は担当しようという人が多いのではないかと考えます。このような意識では、推進員本来の業務を期待することは見込めません。また、市で発行している「推進員の手引き」がありますが、８８ページ（条例等もあり）の冊子を熟読し、推進員として行動している人は少ないと想像します。尚更、住民の高齢化が進み、推進員に任命される方の多くは高齢者であり、このような冊子を読むこと自体苦痛と思います。不要とは言いませんが、容易に推進員の役割を理解できる方法に改善すると共に、推進員本来の役割であるごみ減量施策に対する行政と住民のパイプ役に注力できるようにした方が良くと考えます。具体的には、後述しますが、推進員の役割をDVDで作成し、推進員に配布し、視聴してもらうことだと思えます。また、地区座談会等で見せるのも一考と思えます。更に、このDVDの中に、野田市内で発生しているごみ問題/推進員の対応内容等の具体的事例も織り込めば、より理解が上がると思えます。推進員の本来の役割を推進するには、行政の施策を理解しなければなりません。理解方法として、市の計画（アクションプログラム含む）を見ることにより可能ですが、行政の職員に地区座談会へ参加して頂き、説明してもらえば、より容易に推進員の理解が進むと考えています。	識しております。 ご意見を頂きましたDVDの作成などの具体的な手法につきましては、野田市廃棄物減量等推進審議会の中で検討することといたしますが、第４章第３節の重点施策の２ごみ減量・リサイクルの推進の（１０）の自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化の中に、「自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。」と記載しております。なお地区座談会には地域の要請に応じ出席させていただいております。	
--	--	--

第3章 ごみ処理の現況と課題			
3	第3節 2 本市におけるごみ処理の課題 (3) 市民意識の向上 1) 分別の徹底		
	個人情報のシュレッダー処理をしているが、建売住戸の為、資源品回収まで保管するスペースがない。公民館等に回収ステーションがあると良いかもしれない。なお、シュレッダーする紙の事前分別も必要。	資源物の回収頻度については、回収団体からの申請により月1回または2回の回収が可能となっているほか、「野田市再資源化事業協同組合」への持込も可能となっております。 また、シュレッダーされる紙の分別につきましても、ご意見にもあるとおり、可燃ごみに分別される紙（感熱紙等）が混入してしまうとリサイクルの支障となってしまうため、事前分別が重要となることから、第4章第3節の重点施策の2ごみ減量・リサイクルの推進の（2）の紙ごみのリサイクルの1）に紙類の更なる資源化に向けた分別の周知徹底を記載しています。	修正無し
4	第3節 2 本市におけるごみ処理の課題 (8) 生ごみ堆肥化装置の導入促進		
	バイオによる生ごみ処理機を所有していますが、建売住宅では置き場所がキッチン程度しかなく、発生した土の処理にも困り収納庫の奥に眠っています。どこかの町では、生ごみを持ち込み処理できる施設もあるように聞きます。町と市では規模は違いますが、適正な処理方法があると良いです。	第3章第3節野田市におけるごみ処理の課題の2の本市におけるごみ処理の課題の（1）可燃ごみの中の水分の削減対策の中でお示ししたとおり、可燃ごみの中に占める厨芥類（生ごみ）の割合は、31.5%と高いことから、厨芥類（生ごみ）の削減は大きな減量効果が望めるため、第4章第3節の重点施策の2ごみ減量・リサイクルの推進の（1）の生ごみのリサイクルの1）に生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）については、費用対効果	修正無し

		を含め検証し、効果が期待できる施策を順次実施してまいります。	
5	第3節 2 本市におけるごみ処理の課題 (11) 不法投棄の撲滅		
	外国人居住者による不法投棄や誤搬入も増えています。外国語の冊子も出てはいるが外国人居住者への教育の強化も必要。特に、転入届時点できちんと説明した方がよい。ごみの出し方が徹底できずに、アパートから退去させられた外国人もいます。小さな子供を抱えた外国人で、お互い不幸な話。	外国人居住者による不法投棄、誤搬入については、ごみの出し方を正しく理解していないことが要因の一つと考えています。このため、第4章第3節の重点施策の1排出抑制の(1)の「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底の中に外国人も含めた周知徹底を記載しています。具体的には多言語に対応した「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を作成し、配布するとともに、多言語に対応したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を導入し、外国人居住者の方に周知しています。なお、ご意見のありました、転入届時点での説明については、現在も実施しています。	修正無し
6	第3節 2 本市におけるごみ処理の課題 (12) 高齢者世帯などに対する配慮		
	集積所・回収所の当番もできない人が増え、自治会に加入しないで当番も受け持たない状況が増えています。集積所・回収所のあり方を考え直す必要があると思います。	市では、ごみ集積所へごみを出すことが困難な高齢者、障がい者の方に対し、安否の確認を行いながらの戸別収集や、粗大ごみの屋内からの運び出し収集事業を実施しています。 また、現在実施しているステーション方式による収集（回収）は、戸別収集と比較し非常に経済的で効率的に回収が可能のため今後も継続することといたし	修正無し

		ますが、ご指摘のとおり、自治会加入率の低下につきましては、課題として認識しております。今後は、自治会制度の動向に注視しながら収集（回収）方法等について、野田市廃棄物減量等推進審議会の中で検討していきたいと考えています。	
第4章 ごみ処理基本計画			
7	第2節 施策の体制		
	「ご意見を伺いながら」では職員の内部文書表現。代表者会議は圧力団体ではないのだから「の討議を踏まえて」等のようにすべき。	第4章第3節に記載している重点施策の実施又は実施の検討については、現場の状況を熟知している廃棄物減量等推進員代表者のご意見を踏まえ施策を実施又は検討していく必要があると考え記載していますが、いただいたご意見を踏まえ、廃棄物減量等推進員代表者会議では、「御意見や討議を踏まえ」という表現に修正させていただきます。	修正有り
8	第3節 1 排出抑制		
	(1)「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底		
	重点施策の一つに、排出抑制があり、その中に、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底があります。計画を推進する為には、全住民が、「野田市のごみの出し方」を理解しておかなければ成り立ちませんので、極めて重要と言えます。しかしながら、内容的には、「引き続き、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会に実施や自治会回覧など・・・」と、従来のやり方を踏襲する内容となっていますが、従来のやり方では周知徹底できないことは明白とな	「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底は、ごみの減量や正しい分別のために大変重要であると考えていることから、第4章第3節の重点施策の1排出抑制の(1)に「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を記載しています。 「従来のやり方では周知できないのは明白」とのご意見をいただいておりますが、市としては一定程度、市民の皆さまに周知徹底が図られ、ご協力をいただいておりますが、効果的な周知方法等ありましたら、審議会のご意	修正無し

	っていますので、斬新的な方法を採用すべきと考えます。	見を伺いながら実施してまいります。	
9	資源品は、多様な商品がある中で出す人も判断に困っている様子が見られます。冊子を配る以外にも、具体的な事例を共有することも大事かと思います。	「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の中で可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の分別について記載されているほか、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」にて検索も可能となっており、新たな商品につきましては随時更新してまいります。なお、記載内容等具体的な施策の検討、実施につきましては、毎年度行う点検、見直し及び評価の中で検討してまいります。	修正無し
10	第3節 1 排出抑制 (3) 食品ロス		
	一つのポイントに高齢化と単身高齢者や高齢夫婦だけの世帯の問題があります。スーパー等の弁当や総菜の少量化や、飲食店でも高齢者向けの少量メニューの充実が欲しいです。その辺での企業への協力要請もできると良いと思います。	第4章第4節食品ロス削減の推進(野田市食品ロス削減推進計画)の2食品ロスの削減に向けた取組の中で量り売りや小盛りメニューの提供などを記載しており、食品ロスの削減に向け企業への協力を依頼してまいります。	修正無し
11	第3節 2 ごみ減量・リサイクルの推進 (1) 生ごみのリサイクル 2) コンポスト利用者との連携		
	計画素案によると、野田市の場合、生ごみ量が多く、これを減量すると効果が大きいと説明されています。その中の施策の一つとして、コンポストの利用拡大が提唱されていますが、多くの世帯がコンポストを購入し、設置するのは、金額的にも、場所的にも厳しいと想定されます。提案ですが、希望する推進員にコンポストを無償貸	第3章第3節野田市におけるごみ処理の課題2の本市におけるごみ処理の課題の(1)可燃ごみの中の水分の削減対策の中でお示ししたとおり、可燃ごみの中に占める厨芥類(生ごみ)の割合は、31.5%と高いことから、厨芥類(生ごみ)の削減は大きな減量効果が望めるため、第4章第3節の重点施策の2ごみ減量・リサイ	修正無し

	与し、生ごみの堆肥化に取り組んでもらう方法はどうでしょうか？また、その成功例/失敗例を発表してもらい、成功例は水平展開、失敗例は行政/推進員で解決のための知恵を出し合う会議体（発表会）を開催すればどうでしょうか？	クルの推進の（１）の生ごみのリサイクルについて、記載しており、その中の５つの事業を推進してまいります。なお、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度も一定程度市民に定着しており、現在利用者もいる中で、推進員に無償貸与するようなモニター制度につきましては考えておりません。	
12	第３節 ２ ごみ減量・リサイクルの推進 （２）紙ごみのリサイクル		
	ラミネート加工された紙が多く、牛乳パックは回収されますが、その他のビニールやアルミのコーティングされた紙はうかつには資源品に出せません。可能な物はコーティングをはがして出していますが、牛乳パックが再生利用されるように、他のラミネート加工紙もいい方策を期待します。	ご意見にありましたとおり、紙類の資源化につきましては、再生利用の技術が確立されている紙類に限定しており、その他のビニールやアルミのコーティングされた紙は資源化する際に支障となってしまうため資源物として回収することはできませんが、第４章第３節の重点施策の２ ごみ減量・リサイクルの推進の（３）資源回収の拡充の中に、新たな資源回収品目の追加を記載するとともに、第４章第３節の重点施策の４の環境保全意識の普及啓発の（３）啓発手法の多様化の中に製造メーカーなどへの働きかけを記載しており、今後、新しい技術が確立され次第、対応していきたいと考えております。	修正無し
13	第３節 ２ ごみ減量・リサイクルの推進 （４）小型家電回収の推進		
	資源品回収日に小型家電が出されて取り残されて回収所当番さんが片付けざるを得ない事例が頻繁にあります。小型家電も資源品になるのですから、資源回収日に一緒	資源回収日に小型家電が排出されることについては、さらなるルールの周知徹底が必要と考えており、第４章第３節の重点施策の１ 排出抑制の（１）に「野	修正無し

	に回収できれば、取り残されず回収所当番の自治会員も助かりますし、不燃ごみ回収時の事故削減にも役立つのではないのでしょうか。	田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を記載しています。 また、小型家電については、金、銀などの貴金属やレアメタルなどの希少金属が含まれているため、資源の有効利用の観点から、これらの回収、リサイクルは大変重要と考え、小型家電の持ち込み回収を実施しています。 ご意見をいただきました資源物としての小型家電の回収については、第4章第3節の重点施策の2 ごみ減量・リサイクルの推進の（3）資源回収の拡充の中に、新たな資源回収品目の追加を記載していますので、費用対効果を踏まえ、今後、野田市廃棄物減量等推進審議会の中で検討していきたいと考えています。	
14	第3節 2 ごみ減量・リサイクルの推進 （6）指定ごみ袋無料配布制度の継続		
	ふるさと納税による税の流出がある野田市として、返礼品目的でふるさと納税している野田市民も、返礼品も無い居住地納税している野田市民も同じ行政サービスを受けるのはおかしいと思います。無料配布はふるさと納税しない人に限るくらいはあっても良いのではないかと思います。	指定ごみ袋無料配布制度につきましては、ごみの減量を目的としたものであり、ふるさと納税制度と関連付けるものではありません。	修正無し

15	第3節 2 ごみ減量・リサイクルの推進 (8) リサイクルプラザのだの利用促進	何回か利用しており、商業施設内という場所もよいと思いますが、あまり人通りの無い出入り口の為、気が付かない人やチラ見もしない人が多いのではないのでしょうか。リサイクルショップでは買取と販売をやっていますので、リサイクルプラザのだでも、ある程度のものは搬入受付も行うというのはどうでしょうか。	第4章第3節の重点施策の2 ごみ減量・リサイクルの推進の(8)にリサイクルプラザのだの利用促進を記載していますが、リサイクルプラザのだは、粗大ごみとして排出された廃棄物の中で、まだ使えると思えるものを選別し、市民に安価で提供するリユースなどを通じて、ごみの減量への取り組みを啓発する場と考えています。 御意見をいただきましたリサイクルプラザのだでの搬入受付の実施については、搬入受付のためのスペースの確保や、持ち込まれる粗大ごみの判別や処分等を考えると現実的に不可能と考えています。	修正無し
16	第3節 3 ごみ処理システムの整備・拡充 (1) 新清掃工場の建設	清掃工場が嫌われるのは、昭和期の清掃工場で問題となった、臭いや有毒ガス、搬入車両から漏れる汚水、通行車両増といった生活環境破壊のイメージが原因と考えます。それらが問題とならないレベルであったり、清掃工場があることで生活環境が向上するくらいの設計が必要だと思います。その意味では、たしか高井戸駅前に清掃工場のあった杉並区は一つの事例ではないのでしょうか。	本市においても、新清掃工場の建設候補地を選定する際に、ご意見にあるようなマイナスイメージを払拭するため、新清掃工場建設候補地選定審議会において、新清掃工場が迷惑施設ではなく、地域のまちづくりの拠点となるような施設整備を目指し、候補地を選定してきましたが、結果的に選定された候補地は市街化区域内ではなく、市街化調整区域内の農用地が選定された経緯があります。しかし、新清掃工場の建設は喫緊の課題であることから、第4章第3節の重点施策の3 ごみ処理システムの整備・拡充の(1)	修正無し

		に新清掃工場の建設について記載しており、今後も先進事例も参考としながら、建設地周辺の市民の皆さまにもご理解いただけるような施設整備に努めてまいります。	
17	第3節 3 ごみ処理システムの整備・拡充 (6) 最終処分場の建設		
	最終処分の必要な副産物を極力減らす工夫が第一です。可能な限り3Rする。徹底的な再利用・再資源化を企業や大学と連携してできないでしょうか。	最終処分せざるを得ない廃棄物を極力減らしていくためには、排出時の分別が非常に大切と考えていることから、第4章第3節の重点施策の1の排出抑制の(1)に「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を記載するなど3Rの推進に関する施策を多く記載しているところでございます。また、環境問題に積極的な企業、大学等との連携についても視野に入れ検討することとし、連携できるところはしていきたいと考えております。	修正無し